**令和７年（フ）第１０８３号**
神戸市垂水区狩口台２丁目20番202号
破産者　高山　和子
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１３５号**
神戸市灘区城の下通１丁目１番12―２号
破産者　安木　将大
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第４３１号**
神戸市兵庫区大開通８丁目２番１―215号
破産者　白籏　優次
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第４３２号**
神戸市兵庫区大開通８丁目２番１―215号
破産者　白籏由紀子
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**令和７年（フ）第３０４号**
兵庫県明石市大久保町ゆりのき通２丁目３番地の５　１―205号、前住所大阪府堺市西区浜寺昭和町１丁50番地８
破産者　平松　孝規
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和８年（フ）第８号**
兵庫県美方郡香美町香住区一日市427番地の４
破産者　里村　幸夫
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**令和８年（フ）第２５号**
兵庫県豊岡市日高町祢布866番地の６、前住所兵庫県豊岡市野田41番地　マーベラス野田Ⅰ　202号室
破産者　塩見　知美（旧姓　小西）
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**令和７年（フ）第１２１１号**
広島市安佐北区大林２丁目５番８―102号　ガーデンオランジェ
破産者　Ｉｓｏｊｉｎこと　三浦　政和
１　決定年月日　令和８年９月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第２０３号**
北海道石狩郡新篠津村第35線南36番地
破産者　和田　進一
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第８７号**
北海道河東郡音更町新通１丁目15番地20　ＰＯＬＡＲＩＳ　１―Ｂ、住民票上の住所北海道河東郡音更町駒場本通４丁目６番地２
破産者　名取　靖子
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和８年（フ）第８９号**
北海道帯広市白樺16条西13丁目５番地
破産者　遠山　直史
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和８年（フ）第２号**
北海道斜里郡斜里町朝日町13番地12
破産者　今村　誠二こと中華料理楽天華
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

**令和８年（フ）第３号**
北海道斜里郡斜里町朝日町13番地12
破産者　今村　美幸
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

**令和８年（フ）第３６号**
青森県八戸市大字湊町字久保43番地45
破産者　近藤　政博
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和８年（フ）第６２号**
青森県八戸市大字新井田字法光野２―２　Ａ棟、住民票上の住所青森県八戸市大字新井田字丑鞍森８番地91
破産者　河村　博美
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和８年（フ）第７５号**
青森県八戸市大字新井田字風浚15番地６　アベニュー幸苑Ｄ号室
破産者　田村　桂子
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和８年（フ）第２０号**
宮城県刈田郡蔵王町宮字西堀添大縄場82番地６
破産者　安藤はる子
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

**令和８年（フ）第５６号**
宮城県東松島市川下字品金沢128番地９
破産者　千葉　金男
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和８年（フ）第７６号**
宮城県東松島市矢本字蜂谷浦67番地１　アーバンスペース壱番館206
破産者　菅原　良昌
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係